

燃料価格高騰対策緊急支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格高騰の影響により、重油、軽油及びガス等を主たる事業活動に使用する事業者の負担軽減及び事業継続を支援するための燃料価格高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定に基づく許可を受けた施設であって、徳島県公衆浴場法施行条例（昭和60年徳島県条例第10号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場をいう。
- (2) クリーニング所 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第4項に規定するクリーニング所（洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所を除く。）をいう。
- (3) 貨物運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を行う者をいう。
- (4) タクシー事業者等 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する自動車運転代行業を行う者をいう。
- (5) 大谷焼窯元 大谷焼陶業協会に所属する大谷焼業者をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に本社又は営業所等を有する者であって、支援金の申請日時点において、前条各号に規定するいずれかの事業等を営んでいる者
 - (2) 支援金の申請日以降も事業を継続する意思がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付対象者としてしない。
- (1) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条に規定する暴力団員に該当する者
 - (2) 政治的活動又は宗教的活動を行う者
 - (3) 支援金の趣旨に照らして適当ではないと市長が認める者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1事業者当たり10万円とする。この場合において、申請者が市内に複数の営業所等を有する場合であっても同額とする。

(申請期限)

第5条 支援金の申請期限は、令和5年11月30日までとする。

(給付申請)

第6条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条に定める申請期限までに、燃料価格高騰対策緊急支援金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 営業に当たり必要な許可等を受けていることを証する書面の写し（営業に当たって許可等の必要がない場合は除く。）

(2) その他市長が必要と認める書類

(支援金の給付の決定及び給付)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、給付を決定したときは、燃料価格高騰対策緊急支援金給付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による給付決定の日から30日以内に支援金を給付するものとする。

(支援金を給付しない旨の決定)

第8条 市長は、第6条の規定により提出された申請書を審査した結果、支援金の給付が不相当であると決定したときは、燃料価格高騰対策緊急支援金不給付決定通知書（様式第3号）により、支援金を給付しない旨を申請者に通知するものとする。

(決定の取消し及び支援金の返還)

第9条 市長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付決定を取り消し、既に給付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。

(2) その他市長が支援金を給付することが適当でないと認めたとき。

(調査)

第10条 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、現地調査等を行うことができる。

2 給付申請を行った者は、前項に規定する現地調査等に協力しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

燃料価格高騰対策緊急支援金給付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)
鳴門市長

住 所 _____

事業所の名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

燃料価格高騰対策緊急支援金の給付を受けたいので、下記の記載事項を誓約の上、燃料価格高騰対策緊急支援金給付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業所の概要

事業区分	該当する項目にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 普通公衆浴場 <input type="checkbox"/> クリーニング所 <input type="checkbox"/> 貨物運送事業者 <input type="checkbox"/> タクシー事業者等 <input type="checkbox"/> 大谷焼窯元		
連絡先	担当者名	電話番号	

2 給付申請額 100,000円

3 振込先

金融機関名	1 銀行 2 金庫 5 農協 3 信組 6 漁連 4 信連 7 信漁連	支店名	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義 (カタカナ記入)			

4 誓約事項

- (1) 申請日時点で営業しており、今後も事業を継続する意思を有していること。
- (2) 記載内容に関して、追加書類の提出及び説明の必要がある場合は、その求めに応じること。
- (3) 申請後に給付要件を満たしていないことが判明した場合又は不正受給が判明した場合は、給付金の返還等を行うこと。

5 添付書類

- (1) 営業に必要な許可等を受けていることを証する書面の写し（営業に当たって許可等の必要がない場合は除く）
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

鳴 第 号
年 月 日

様

鳴門市長

燃料価格高騰対策緊急支援金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった燃料価格高騰対策緊急支援金について、
下記のとおり給付を決定しましたので通知します。

記

- 1 名 称 燃料価格高騰対策緊急支援金
- 2 給付決定額 100,000円

以上

様式第3号（第8条関係）

鳴 第 号
年 月 日

様

鳴門市長

燃料価格高騰対策緊急支援金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった燃料価格高騰対策緊急支援金について、
下記のとおり支援金を給付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不給付決定理由

以上